主屋	一棟	五條市五條一丁目五四五―一	
主屋	一棟	五條市五條一丁目五四六、五四七、五三六―一、五三七―一	
土蔵	一棟	五條市五條一丁目五四七	
土蔵	一棟	五條市五條一丁目五三八―一	
主屋	一棟	五條市本町二丁目八九	
主屋	一棟	五條市本町二丁目九〇―二	
主屋	一棟	五條市本町二丁目九〇―三	
主屋	一棟	五條市本町二丁目九一	
主屋	一棟	五條市本町二丁目九二―二	
主屋	一棟	五條市本町二丁目九四	
主屋	一棟	五條市本町二丁目九五―一	
土蔵	一棟	五條市本町二丁目六五四―一	
主屋	一棟	五條市本町二丁目六五二―二	
主屋	一棟	五條市本町二丁目二〇四	
土蔵	一棟	五條市本町二丁目六五二―二	
主屋	一棟	五條市五條一丁目五七七	
土蔵	一棟	五條市五條一丁目五六六	
土蔵	一棟	五條市五條一丁目五七二	
土蔵	一棟	五條市五條一丁目五七二	
離れ	一棟	五條市五條一丁目五七二	
土蔵	一棟	五條市五條一丁目五七二	
土蔵	一棟	五條市五條一丁目五七二	
土蔵	一棟	五條市五條一丁目五七二	
主屋	一棟	五條市五條一丁目五七二	
土蔵	一棟	五條市五條一丁目五七一	
主屋	一棟	五條市五條一丁目五七〇	
土蔵	一棟	五條市五條一丁目五七〇	
主屋	一棟	五條市五條一丁目五六九―一	
主屋	一棟	五條市五條一丁目五六七―一	
主屋	一棟	五條市五條一丁目五六六	
本堂	一棟	五條市本町二丁目六四六、六四七	
鐘楼	一棟	五條市本町二丁目六四八	
薬医門	一棟	五條市本町二丁目六四八	
鼓楼	一棟	五條市本町二丁目六四八	
庫裏	一棟	五條市本町二丁目六四五―一、六四八	
庫裏	一棟	五條市本町二丁目六四六、六四八	
庫裏	一棟	五條市五條一丁目五六三―二	
庫裏	一棟	五條市五條一丁目五六三―二	

○文部科学省告示第四十四号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十三年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成元年文部省告示第四十二号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月二十八日

文部科学大臣　髙木　義明

別表十四中、次の表に掲げるものを削除する。

［別表十四　倉敷市倉敷川畔伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	倉敷市中央一丁目二九七

別表二十三に、次の表に掲げるものを追加する。

［別表二十三　日向市美々津伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	日向市美々津町三〇一五番地
主屋	一棟	日向市美々津町三〇一六番地

別表二十六に、次の表に掲げるものを追加する。

［別表二十六　大田市大森銀山伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物		
離れ	一棟	大田市大森町ハ一六八―一
離れ渡り廊下	一棟	大田市大森町ハ一七一
土蔵	一棟	大田市大森町ハ一七四―一
主屋	一棟	大田市大森町ハ七九―二
旧大音寺妙見堂	一棟	大田市大森町イ一三八九―二